

# 養父市農業委員会

## 第5回会議録

令和5年2月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第5回会議録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 A研修室

### 3 議 事

議案第16号 農用地利用集積計画の承認について

議案第17号 非農地証明交付申請の承認について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第19号 養父市農業委員会平成26年告示第42号並びに平成30年告示第16号を廃止する告示について

### 報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

### 4. 出席農業委員（10名）

1番 谷垣重俊	3番 藤原健次	4番 坂本光	5番 前川章
7番 珍坂聡	9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介
12番 秋山博	13番 西谷英樹		

### 5. 欠席農業委員（3名）

2番 吉村英之	6番 濱田房子	8番 圓山満
---------	---------	--------

### 6. 出席推進委員（10名）

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	18番 谷村昭雄
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男	
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	25番 米田渡	

### 7. 欠席推進委員（2名）

17番 荒木奈見	24番 井上勝雄
----------	----------

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦    副主幹 福垣 周作    主査 東 宏樹

事務局 : それでは、ただいまより第5回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、御苦労さんです。午前中より現地確認、まだ肌寒いときに、御苦労さんでした。

また、今年の冬は去年に比べて雪も少なかったんじゃないかなと思っています。個人的に、関宮のほうは、土曜日の朝晩、スキー客の車で道が渋滞している状態で、スキー場も、お客さんがいっぱい来てるのかなというふうに感じております。

また、あと四、五日で2月も終わります。3月になりましたら、皆さん外仕事、野菜関係から、お米づくりの準備、いろいろ大変と思いますけども、くれぐれも気をつけて、けがのないように頑張ってもらいたいと思います。

それでは、お願いします。

事務局 : 初めに、会議の成立について御報告をいたします。本日出席農業委員13名中10名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員については10名の出席となっておりますので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、10番の藤原義幸農業委員と11番の木下農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第16号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。

議案第16号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和5年3月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が14,125平方メートル、16筆、畑はありません。合計も同じく14,125平方メートル、16筆です。利用権の設定を受ける戸数は10戸、設定をする戸数は6戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用

権の内容別では、使用貸借権が16筆、14,125平方メートル、全て新規となっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、10年契約が16筆、14,125平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

また、今回設定するものは、全て農地中間管理事業を活用するもので、農地の貸出し所有者と農地中間管理機構から借り受ける耕作者をそれぞれ記載しております。賃貸借の期間は、全て令和15年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認めて、議案第16号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第17号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 失礼します。5ページを御覧ください。議案第17号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、堀畑の土地1筆で、面積が102平方メートルです。所有者は西宮市の方で、非農地の事由としましては、昭和46年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは6ページから10ページとなっております。

2番、大屋町大杉の土地1筆で、面積が331平方メートルです。所有者は大阪府箕面市の方で、非農地の事由としましては、平成3年頃から雑種地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは11ページから15ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の堀畑の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。場所は、国道9号線から堀畑のほうに入り少し進んで左折したところです。7ページに地図が出ております。この赤い印のあるところです。次に、8ページを見てください。これに374-1というところが、今回申請のあった土地です。その前の373番と374番が、住宅になっております。それで、374-1については、9ページ見て下さい。写真のとおり、年数のたっている建物です。今回、売買契約の関係で、調べてみると登記が農地だったので申請を出されたようです。

10ページに始末書があります。そこを読んでいただければ内容がはっきり分かると思います。長いこと空き家になっていたようです。申請のとおり非農地と承認してよいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。現地確認に行ってきました。写真の上のほうを見ていただきまして、これは北側から撮った写真だと思います。相当古くなっていますし、どういうふうに活用されたかという、中を見ると風呂、それからトイレ、台所などがついておりました。ここにもともと住んでいたのではないかと思われる。その前のほうに、藤原委員が言われたように、上の写真でいったら右側ですね。そこに新しい母屋を53年に建てられたというように聞いております。現況、本当に宅地となっておりますので、非農地ということで間違いないかなというように思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。今、説明がありましたように、この土地につきましては、昭和46年以前から宅地となっているというのが現状です。周囲に畑、農地はございますが、8ページを御覧いただきましたら、374-1の上側に畑、その下側にも畑と田んぼがあるという状況です。この畑につきましては、それぞれコンクリート畦畔がしっかりしてありまして、境目が明確になっているという状況です。また、右下のほうの401番、田んぼでございますが、ここにつきましては、一段低くなっておりまして、30センチメートルくらい田んぼが下がっておりますので、水路には全く問題がないというような状況でございます。ですので、この現地につきましては、非農地証明を追認してもいいかと考えております。以上です。

議 長： ありがとうございます。  
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第17号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町大杉の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。11ページ目を見ていただけますでしょうか。まず、場所の説明から申し上げます。位置図の左上に方位を表す印の少し下に主要地方道大屋波賀線という県道がございます。その幹線道路から一本中に入ったところの旧道のさらに山側に当たる農地のことです。農地の状況を表していますが、14ページの現況写真をご覧ください。現況写真を見てもらいましたら分かるように、大杉の関係者に聞いたところ、平成3年に急傾斜であるがゆえに砂防擁壁の工事、恐らく県の事業だと思っておりますけれども、県の工事が行われたというのを聞きました。情報の裏は取っておりませんが、工事が行われ、その工事も併せてとても使えない状態になってしまったということです。そのような内容のことが始末書にも書かれております。一行目から平成3年頃より砂防擁壁工事のため、行き来ができなくなったというふうに書かれておまして、現状に合わせるように非農地証明が出されているということでございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。現地に行きますと、先ほど前川委員からの報告のとおり、急傾斜の擁壁みたいなものですね。この現況写真、14ページですね。左からは山の石ころとかがごろごろと落ちてきて、到底、畑としての使用はできるような状況じゃあございません。よって、非農地証明は適当ではないかなというふうに思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 上垣です。現地を見てまいりました。写真で見ていただいたとおり、山側の擁壁の内側ということで、とても農地として利用できる場所ではないので、非農地で妥当だと思います。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。  
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第17号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。  
続きまして、議案第18号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 16ページを御覧ください。議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆、面積は24平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町八鹿の方、譲受人も養父市八鹿町八鹿の方です。隣接地に建設する一般住宅の露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは17ページから21ページです。

申請番号2番、養父市八鹿町九鹿の土地2筆、合計面積は410平方メートル。譲渡人は、2筆とも養父市八鹿町九鹿の方、譲受人も養父市八鹿町九鹿の方です。申請地内に一般住宅及びカーポート、露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは22ページから27ページです。

申請番号3番、養父市八鹿町浅間の土地1筆、面積は1,473平方メートルのうち467平方メートルです。貸付人は養父市八鹿町伊佐の方、借受人は養父市です。申請地内にコウノトリの飼育舎があり、現在、一時転用の許可を得ておりますが、その期間が令和5年3月31日で満了となることから、継続利用する

ため一時転用するものです。設定する権利は賃借権です。関連ページは28ページから32ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町八鹿の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。公共施設である養父市役所から300メートル以内にあるため、原則、転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員に説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。午前中、現地に行ってまいりました。現地は天子の信号から入ったところで、17ページにあります申請地は黄色のところで、その隣に建設予定地とありますが、これは去年の11月に、非農地申請の承認をいただいている土地であって、その隣の土地を露天駐車場にするということで申請がありました。碎石敷きの露天駐車場ということで申請がなされています。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。担当農業委員から詳しく説明がありましたように、17ページの黄色い部分を駐車場、その前に建設予定地のところにはもう、建屋の基礎、型枠が組まれております。妥当かと思いますので、よろしくお願ひします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

14番、小林推進委員。

小林推進委員： 14番、小林です。先ほど説明されたとおり、もう更地にもなっており、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第18号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号2番の八鹿町九鹿の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用、同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 現地は、22ページの申請地というところで、旧八鹿町の給食センターの隣になります。申請地としましては、23ページの緑のところでありまして、2筆になります。周りに水路もありますが、水路等も影響がないように嵩上げる予定になっております。隣の2筆ありますけども、既に同意書も取っておられますし、この白い枠で囲まれたところが既に転用許可がされていますので、問題ないかと思えます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。23ページの図を見ていただきましたら、先ほど担当委員からもありましたように、白い破線の部分については、令和3年9月に許可が出ましたけれども、現地を見てみますと、まだ作業がされていない状態でした。今

回は、この緑の部分ですけれども、よく見ていただきましたら、その破線のところと緑のところの間の通りに、白いものが、緑色の枠の右上のところにございますけれども、これは、廃車をされた自動車が置かれているという状況です。緑の左側のところが、旧八鹿町の給食センターであります。緑の土地の部分のところに市道が通っておりますが、これを24ページの図面で見えていただきましたら、24ページに申請地、そこの528-2、501-2とか、あるいは528-4、それから500-3とか、502-3とか、これが今の市道と、道路になっている部分です。その横にこの申請地の2枚の土地があるということで、今日見ましたら、道路からかなり低いところにこの土地があります。それで、その上の501-4とか、500-5というところは、もう既に埋立てをされていて、そこに先ほど申し上げた廃車の車が置かれていると。今日も担当の方に聞きましたら、自動車会社の方の土地だということですのでけれども、その横にこれから造成をされてということで、かなりの土が必要です、埋立てをするのに大変だなと思いました。あと、今の501-4とかいうところの並にする、いわゆるこの道路と同じ高さまで埋立てをされるということで、そこにさらに家を建てるということですが、すぐには建てられないような状況だと思います。ちょうどその図面の528-1というのが、これが旧八鹿町の給食センターのところですのでけれども、ここは、もうかなり嵩上げになっておって、石垣が積んであります。その石垣の高さまでにはいきませんが、周りにコンクリートを打って、501-4というような、道路と同じぐらいの高さまでするということで、それで、この528-5と528-1の間のところに水路があります、田んぼ用の水路が。それから528-2、501-2とかいう、これ道路ですから、この申請地との間にも水路があります。これは、きちっと確保をされるということで、工事もそういうように行われるということでございます。あと、25、26とかいうのは、その図面になっていることで、この道路の対岸の528-7とか528-3とかいうようなところもたくさん住宅が建っているというところで、この辺りは、新しく住宅を建てられるところの用地になっているというような部分であります。造成をされるのが大変だなということの一つ思いましたけれども、問題はないというふうに思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 小林です。先ほど申されたとおり、隣接地の方の同意も得ておられますし、水路のほうもちゃんと確保するという事なので、問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございました。  
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第18号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号3番の八鹿町浅間の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号3番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域内にある農地ですが、農業振興地域整備計画に支障がない3年以内の一時転用であることから、許可の対象となります。一般基準については、既に設置されているものの継続利用ではありますが、地域や隣接農地所有者の同意書の提出もあり、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
11番、木下農業委員。

木下委員： 今日、現地を確認してきました。28ページから32ページに説明内容が記されております。29ページを見ていただいたら分かりますように、白い括弧で囲ってある中が緑の部分が今回の案件でございます。周りにつきましては、田んぼ1枚です。真ん中の四角に囲ってあるところには盛土をして、その上に、次の32ページの建物が建っています。ここにコウノトリが中に入って産卵等々するという事らしいんですけども、ただ、ここの申請が平成24年からなされておまして、3年たったので今回の切替えというんですか、再度の申請ということになっております。これにつきましても、生き物ですので、自然に帰れるような状況になれば撤去するわけなんですけれども、まだまだ兵庫県とか、それから地元の小学校の児童、それから伊佐地区の方々の強い要望がございまして、この事業を継続してほしいという要望が出ておりますので、見ていただいたら農業的にも差し支えないですし、私はそう思いますので、許可のほうお願いしたいというふうに思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今、担当農業委員さんからも説明がありましたように、今日も現地を見させていただきましたが、29ページの写真のところで、破線が囲んであるところが該当の農地ですけれども、緑の部分にコウノトリのケージがあって、その周辺の破線内のところはビオトープというような形できちっと残してあって、それから、その下の緑の申請地の下の田んぼにつきましても、同じようにビオトープというような形で田んぼがなっております。それから、破線の右上のところにもコウノトリの巣塔がありまして、コウノトリはここに巣を作って、ちょうど行ったときにはおりませんでしたけれども、何か巣作りをしておるといふことになっております。ケージの中には、先ほど説明がありましたように、コウノトリは今の、鳥インフルエンザの予防の関係で、その場所にはいないということでありましたけれども、この事業のほうの継続を市のほうも続けてされるということでもありますので、問題ないというふうに思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。今朝現地確認しました。今までずっと継続でやってきて、新たにまた3年間の契約という格好で、何ら今まで問題もないし、この29番の白い点線の上にちょっと黒い部分が1か所あると思いますけど、これ伊佐の堤になっております。そこからずっと下の田んぼに水が落ちるわけですけど、その辺りもきちっと管理してあったように見えました。何ら問題もないので、いいかなと思います。以上です。

議 長： ありがとうございます。  
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第18号の3番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第19号、養父市農業委員会平成26年告示第42号並びに平成30年告示第16号を廃止する告示についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：失礼いたします。議案第19号、養父市農業委員会平成26年告示第42号並びに平成30年告示第16号を廃止する告示についてでございます。この内容につきましては、農地法第3条第2項第5号の廃止に基づく告示の廃止ということでございます。

内容につきましては、第1条養父市農業委員会告示第42号、別段の面積（下限面積）を定める告示は、農地法第3条第2項第5号が削除されたので廃止する。第2条養父市農業委員会平成30年告示第16号の廃止。養父市農業委員会告示第16号、養父市空き家に附属する農地の取得制度実施要領は、農地法第3条第2項第5号が削除されたので廃止する。

農地法第3条第2項第5号の内容につきまして、説明をさせていただきます。35ページを御覧ください。これにつきましては、農地法の改正、実際には基盤強化法に基づく改正の一連の改正ということで、昨年5月に改正が行われたということですが、この上と下、上側が改正案、下が現行というふうになっております。このうちの35ページの現行のところですね。真ん中部分に、「五、第一号に掲げる権利を取得しようとする者」の下りですね。この部分が、いわゆる下限面積と言われるものです。この下限面積の制度につきましては、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールとなっておりますが、ただし、ここですね、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めることにより、これを公示したときは、その面積に達しない場合。つまり、今現在、養父市では、10アール以上の農地の取得でないと許可はできませんということになっているわけです。ほかの市町村にもいろいろあるわけですが、今回の農地法の改正では、この5号の部分が廃止になる。35ページの上段のほう御覧いただくと、この5の部分が削ると書いてあります。つまり、今度の4月1日をもって、ここの部分は廃止になるということでございます。

それに基づきまして、関連する告示を養父市農業委員会がしております。一つは、先ほどありました下限面積10アールの分、もう一つは、空き家に附属する農地の取得制度の件。空き家に附属する農地の取得制度につきましては、10アール未満でも空き家に附属する農地を告示することによりまして、10アール未満の農地と空き家とセットで売買が行われる場合は許可できるというような制度になつとるわけなんですけども、そもそもこの別段の面積の制度が廃止になるということでございますので、これも必要なくなるということでございまして、この告示をそれぞれ廃止すると。廃止は一番下にあるように、令和5

年4月1日からということとなっております。以上の告示につきまして、農業委員会の審議を得て、廃止する告示をさせていただくということとなっておりますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第19号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地の使用賃借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 36ページ、37ページを御覧ください。報告①、農地の使用賃借の解約通知についてです。

番号1番、養父市大藪の土地1筆、面積は2,921平方メートル、貸人は養父市大藪の方、借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月17日、土地の引渡しは令和5年1月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が耕作することとなります。

番号2番、養父市上野の土地1筆、面積は554平方メートル、貸人は神戸市須磨区の方、借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月20日、土地の引渡しは令和5年1月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は市内に在住する伯父が管理することとなります。

番号3番、養父市大谷の土地1筆、面積は1,191平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

番号4番、養父市大谷の土地1筆、面積は2,132平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人も養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

番号5番、養父市大谷の土地1筆、面積は600平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月

31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

番号6番、養父市大谷の土地1筆、面積は1,242平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

番号7番、養父市大谷の土地3筆、合計面積は3,647平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

37ページに移ってください。番号8番、養父市大谷の土地1筆、面積は730平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用します。

番号9番、大谷の土地2筆、合計面積は3,117平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

番号10番、養父市大谷の土地1筆、面積は1,476平方メートル、貸人は養父市小路頃の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、農地中間管理事業を活用します。

番号11番、養父市大谷の土地1筆、面積は610平方メートル、貸人は養父市大谷の方、借人は養父市大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和5年1月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： それでは、質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さんでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 木下計介

署名委員 藤原義幸